

次のとおり定例見積を実施する。

平成 31 年 4 月 1 日

盛岡広域振興局長 石 田 知 子

1 参加資格

- (1) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を取得し、平成 29・30・31 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 見積りの日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地域要件
 - ア 一般物品 原則として盛岡広域振興局管内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所等を有し、その支社（支店）又は営業所等が前記(1)の資格を有している者。
 - イ 印刷物類
 - (ア) 岩手県内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所等を有し、その支社（支店）又は営業所等が前記(1)の資格を有している者。
 - (イ) 原則として、岩手県内に工場を有し自社の保有する設備での製造が可能な者。

2 定例見積案件を提示する日時及び場所

- (1) 日 時 毎週火曜日及び木曜日 9時から17時まで
- (2) 場 所 3階盛岡広域振興局盛岡審査指導監閲覧室

3 見積書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限
 - ア 火曜日提示分は、木曜日14時までとする。
 - イ 木曜日提示分は、翌週の火曜日14時までとする。
- (2) 提出場所
見積書は、盛岡審査指導監の見積箱に投函すること。
なお、郵送による見積書の提出も可とするが、提出期限必着とすること。
送付先 〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 盛岡広域振興局盛岡審査指導監物品管理チームあて
※表に「定例見積書在中」と朱書きで記載すること。

4 発注方法

原則として、見積書提出期限の翌日までに決定者に対し F A X にて発注する。

5 その他の要件

- (1) 代理人が見積に参加する場合
別添委任状を提出すること。
- (2) 支払いに関する事項
 - ア 支払条件 納入後適法な支払請求書を受領した日から起算して 30 日以内とする。
 - イ 遅延利息 支払期限の翌日から支払までの期間の日数に応じ、未払額につき年 2.7 パーセントの割合で計算して得た額とする。
- (3) 履行遅滞の違約金
遅延に係る物品の売買代金につき納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ年 2.7 パーセントの割合で計算して得た額とする。
- (4) 契約保証金について
契約金額が 100 万円を超える場合は、契約前に契約保証金（契約金額の 100 分の 5 以上の額）が必要となる場合があること。
- (5) 契約解除について
発注するまでの間において、受注者が定例見積公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を解除する。
- (6) 契約不履行に関する措置
受注者が契約を履行しないとき、又は、履行する見込みがないと認められるときは契約を解除する。その場合、契約解除の原因が天災地変又は不可抗力による場合を除き、代価の 100 分の 5 に相当する額を損害賠償として支払うものとする。
また、受注者が正当な理由がなく契約を解除したときは、事後物品の納入等に参加する機会を制限する場合がある。